

政令第二百五十七号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第五十五条、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第六十七条第一項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十三号中「次に掲げる物を製造し、又は」を「石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を」に改め、「作業を除く。」の下に「又は石綿等を試験研究のため製造する作業」を加え、同号イ及びロを削る。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

四 石綿

第十六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、同項第十一号中「から第八号まで」を「、第三号若しくは第五号から第七

号まで」に改め、「超えて」の下に「含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて」を加え、同号を同項第九号とする。

第十八条中第二号の二を削り、第二号の三を第二号の二とし、第二号の四から第二号の六までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第七号中「若しくは第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物」を削り、「屋内作業場」の下に「、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場」を加える。

第二十二条第一項第三号中「第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは」を「石綿等を」に改め、同条第二項第一号の二を次のように改める。

#### 一の二 石綿

第二十二条第二項中第一号の三を削り、第一号の四を第一号の三とし、第八号を削り、第七号の二を第八号とし、同項第二十三号中「第一号」の下に「若しくは第一号の三」を加え、「又は第七号の二」を「第一号の二に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有し、又は第八号」に改め、同項第二十四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十三条第十一号中「石綿（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）」を「石綿等」に改める。

別表第八の二を削る。

別表第九中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第六百三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「石綿等」という。）のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物（次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に使用されているもの（以下「既存石綿含有製品等」という。）については、同日以後引き続き

き使用されている間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十五条の規定は、適用しない。

一 アモサイト若しくはクロシドライト又はこれらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 平成七年四月一日

二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この号において同じ。）を含有するこの政令による改正前の労働安全衛生法施行令別表第八の二に掲げる製品であつて、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 平成十六年十月一日

三 前二号に掲げる物以外の石綿等 この政令の施行の日

2 前項第一号又は第三号に掲げる石綿等のうち、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物であつて、次に掲げるもの（以下「既存石綿分析用試料等」という。）については、法第五十五条の規定は、適用しない。

一 石綿の分析のための試料の用に供される物

二 前号に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

3 この政令の施行の日において現に第一項第三号に掲げる物（既存石綿分析用試料等を除く。）を試験研

究のために製造し、又は使用している者は、平成十八年十一月三十日までの間は、労働安全衛生法施行令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができる。

第三条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。）については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。

一 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。

以下この条において同じ。）を含有するガスケットであつて、次のいずれかに該当するもの

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上の温度の流体である物又はゲ-

ジ圧力三メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ロ 既存化学工業施設の設備の接合部分に使用されるものであつて、直径千五百ミリメートル以上のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ この政令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（以下「既存鉄鋼業施設」とい

う。 ) の設備の接合部分 (二百五十度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。 ) に使用されるもの

ニ 既存鉄鋼業施設又はこの政令の施行の際現に存する本邦にある非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分 (四百五十度以上の温度の硫酸ガス又は亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。 ) に使用されるもの

ホ 潜水艦 (本邦において製造されるものに限る。 ) に使用されるもの

二 石綿を含有するうず巻形ガスケットであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分 (四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるもの) を取り扱う部分に限る。 ) に使用されるもの

イ 水素イオン濃度指数が二・〇以下又は十一・五以上の状態である物

ロ 金属ナトリウム

ハ 黄りん

ニ 赤りん

ホ 亜硝酸及びその塩

ヘ クロム酸及びその塩

ト 硝酸及びその塩

チ 硫酸及びその塩

リ 塩化水素ガス

ヌ 塩素ガス

ル 弗化水素ガス

ヲ 弗素ガス

ワ 沃素ガス

三 石綿を含有するメタルジャケット形ガスケットであつて、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（熱風炉から高炉に送り込まれる千度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

四 石綿を含有するグラウンドパッキンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて

、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(1) 亜硝酸及びその塩

(2) クロム酸及びその塩

(3) 硝酸及びその塩

(4) 硫酸及びその塩

ロ 既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（五百度以上の温度の転炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ハ 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。）に使用されるもの

五 石綿を含有する断熱材（本邦において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

六 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であつて、前各号に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの

第四条 既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料等に対する法第五十七条及び第五十七条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

2 適用除外製品等については、この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第六条第二十三号、第十八条、第二十一条第七号、第二十二条第一項第三号及び別表第九の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第六条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三五の三の項(五)中「から第八号まで及び第十一号」を「から第七号まで及び第九号」に改める。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第七条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第八条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第四百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

## 理由

石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿及び石綿含有製品の製造等を禁止する等の必要があるからである。